

物品購入等競争入札参加者の心得
総務事務センター

1. 物品購入等一般競争入札心得 p 1
2. 物品購入等一般競争入札心得（郵便入札） p 6
3. 物品購入等指名競争入札参加者の心得 p 10
4. 物品購入等指名競争入札参加者の心得（郵便入札） . . . p 14
5. 複写サービス指名競争入札参加者の心得 p 18
6. 複写サービス指名競争入札参加者の心得（郵便入札） . . . p 21

物品購入等一般競争入札心得

高知県会計管理局総務事務センター

(目的)

第1条 物品の購入及び製造等の一般競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加者の資格)

第2条 一般競争入札に参加できる者は、当該物品の購入等の入札参加資格者として確認された者とする。

また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に規則第9条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第10条の規定により免除された場合は、この限りではない。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書、設計書、図面その他入札毎に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。

3 代理人による入札のときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。

4 押印を省略した入札書を提出するときは、本人確認を受けた後入札しなければならない。

なお、本人確認は顔写真付きの身分証明書（運転免許証等が該当。顔写真付きの名刺は不可。）を用いて行うため、押印を省略した入札書を提出する入札参加者は当該身分証明書を入札会場に持参すること。

5 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退したものとして取り扱う。

6 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

7 入札公告等において認められている場合は、次に掲げるところにより、郵便等により入札することができる。

(1) 入札書は、契約対象件名、入札日時及び氏名（法人の場合は商号、名称。）を記載した封筒に入れ、これを封かんする。

なお、第14条に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る

入札書を別々の封筒に入れて封かんし、封筒の封皮には各々前記必要事項のほか「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。

- (2) (1)の封筒をさらに別の封筒に入れ、これを封かんし、表面に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、書留により指定の期日までに必着するよう郵送する。

(入札の基本的事項)

第5条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108(110)分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

2 入札書の金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。

3 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。

4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。ただし、押印を省略した入札書の訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。

5 前条第7項の規定による郵便等による入札にあっては、入札執行者がその場で開封して入札書を入札箱に投かんし、他の入札書と併せて開札する。

6 入札者は、いったん投かんされた入札書について、取替え又は訂正をすることができない。

7 入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、押印を省略した入札書の訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。

8 次の場合には、入札は行わない。

(1) 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす申請者がいないとき

(2) 入札参加者が1者もいなくなったとき

(公正な入札の確保)

第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。

(1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき

(2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

(入札の辞退)

第8条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（公告で指定した期日までに到達するものに限る。）する。

- (2) 入札執行中にある場合は、前号の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書。ただし、押印を省略した入札書にあっては、入札書を投かんした者の本人確認が行えなかった入札
- (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
- (3) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書、金額を絵取った入札及び不鮮明な入札書
- (4) 入札保証金を納付しているが、当該保証金が所定の額に達していない入札書
- (5) その他、入札の諸条件に違反した入札書
- (6) 郵送による入札において、公告で指定した期日までに到達しない入札書

(失格の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第3条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）のした入札
- (4) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者のした入札
- (5) 所定の入札箱に投かんしない入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札

(落札者の決定方法)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(落札宣言)

第12条 落札となる入札があったときは、契約対象件名、入札書記載金額に100分の8（10）を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。

(同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

第13条 落札となるべき同額の入札をした者が、2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 3 入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する

者は失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したものとして取り扱う。

(再度入札等)

第 14 条 開札の結果落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札は、2 回（初度入札を含め 3 回）まで行う。

3 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

(1) 入札を辞退した者

(2) 入札辞退として取り扱われた者

(3) 入札の結果失格となった者

4 再度入札によっても落札となるべき入札がないときは、在席する入札者と随意契約の折衝を行うことがある。

(契約保証金)

第 15 条 落札者は、契約の締結に際し、規則第 39 条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第 40 条の規定により免除された場合又は規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

2 落札者は、契約保証金の免除（規則第 40 条第 6 号による場合を除く。）又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

(契約書の提出)

第 16 条 落札者は、落札後において交付された契約書の案に記名、押印し、契約担当機関に提出しなければならない。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うものとする。

(議会議決案件の契約の確定)

第 17 条 高知県議会の議決が必要な契約においては落札者といったん附帯条件付の仮契約を締結し、高知県財産条例（昭和 39 年高知県条例第 37 号）の規定により高知県議会の議決を経た後に知事が効力発生通知を行うことにより、本契約として確定する。

(異議の申立て)

第 18 条 入札者は、入札後この心得、仕様書、設計書、図面その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(入札記録)

第 19 条 入札結果は、入札記録にとりまとめて公表する。

附 則（平成 21 年 8 月 10 日 21 高事セ第 248 号）

(施行期日等)

この心得は、平成 21 年 8 月 11 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 21 日 23 高事セ第 49 号）

(施行期日等)

この心得は、平成 23 年 4 月 21 日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、平成 28 年 3 月 3 日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、令和元年 6 月 11 日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、令和 4 年 6 月 9 日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、令和 4 年 8 月 2 日から施行する。

物品購入等一般競争入札心得（郵便入札）

高知県会計管理局総務事務センター

（目的）

第1条 物品の購入及び製造等の一般競争入札について、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施するものとし、その取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

（入札参加者の資格）

第2条 一般競争入札に参加できる者は、当該物品の購入等の入札参加資格者として確認された者とする。

また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

（入札保証金）

第3条 入札参加者は、入札執行前に規則第9条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第10条の規定により免除された場合は、この限りではない。

（入札の方法等）

第4条 入札者は、仕様書、設計書、図面その他入札毎に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札者は入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、封筒に入れて封かんし、書留郵便により指定する期日までに到達するように郵送しなければならない。ただし、入札書の押印を省略する場合は、押印は不要とする。また、郵送が困難な場合等においては持参を認めるものとする。

なお、押印の有無にかかわらず、電子メール及びファックスによる入札はできない。

3 なお、第14条に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れて封かんし、封筒の封皮には各々前記必要事項のほか「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。

（入札の基本的事項）

第5条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108（110）分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

2 入札書の金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。

3 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。

4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書

の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。なお、入札書の押印を省略する場合は、会社印、代表者印の押印は不要とする。

- 5 到達した入札書は、取替え又は訂正をすることができない。
- 6 入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、押印を省略した入札書の訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。
- 7 次の場合には、入札は行わない。
 - (1) 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす申請者がないとき
 - (2) 入札参加者が1者もいなくなったとき

(公正な入札の確保)

第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

(入札の辞退)

第8条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

- 2 入札者が入札を辞退するときは口頭又は文書によるものとする。
- 3 入札を辞退した者はこれを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

(開札)

第9条 開札は公告に記載した開札日時及び場所において行うものとする。

(無効の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 入札参加者の記名及び押印を欠く入札書。ただし、押印を省略した入札書にあっては、入札書に責任者及び担当者の氏名、連絡先（電話番号）の明記がされていない入札
- (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
- (3) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書、金額を絵取った入札及び不鮮明な入札書
- (4) 入札保証金を納付しているが、当該保証金が所定の額に達していない入札書
- (5) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札
- (6) 公告で指定した期日までに到達しない入札書
- (7) 押印を省略した入札書においては、開札時に電話で入札への参加意思が確認できなかった入札

(8) その他、入札の諸条件に違反した入札書

(失格の入札)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者(第 3 条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。)のした入札
- (3) 明らかに談合によると認められる入札

(落札者の決定方法)

第 12 条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(同額等の入札者が 2 者以上ある場合の落札者の決定方法)

第 13 条 落札となるべき同額の入札をした者が、2 者以上あるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(再度入札等)

第 14 条 開札の結果落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札は、2 回(初度入札を含め 3 回)まで行う。

3 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 入札を辞退した者
- (2) 入札辞退として取り扱われた者
- (3) 入札の結果失格となった者

4 再度入札によっても落札となるべき入札がないときは、最低価格者から順次随意契約の折衝を行うことがある。

(契約保証金)

第 15 条 落札者は、契約の締結に際し、規則第 39 条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第 40 条の規定により免除された場合又は規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

2 落札者は、契約保証金の免除(規則第 40 条第 6 号による場合を除く。)又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

(契約書の提出)

第 16 条 落札者は、落札後において交付された契約書の案に記名、押印し、契約担当機関に提出しなければならない。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うものとする。

(議会議決案件の契約の確定)

第 17 条 高知県議会の議決が必要な契約においては落札者といったん附帯条件付の仮契約を締結し、高知県財産条例(昭和 39 年高知県条例第 37 号)の規定により高知県議会の議決を経た後に知事が効力発生通知を行うことにより、本契約として確定する。

(異議の申立て)

第 18 条 入札者は、入札後この心得、仕様書、設計書、図面その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(入札結果の通知)

第 19 条 落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡し、入札結果は入札記録に取りまとめて総務事務センター窓口において公表する。

附 則

(施行期日等)

この心得は、令和 2 年 4 月 20 日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、令和 4 年 6 月 9 日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、令和 4 年 8 月 2 日から施行する。

物品購入等指名競争入札参加者の心得

高知県会計管理局総務事務センター

(目的)

第1条 物品の購入及び製造等の指名競争入札の取扱については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）その他法令で定めるもののほか、この心得に定めるところとする。

(指名競争入札参加資格)

第2条 競争入札に参加できる者は、当該物品の購入等の入札参加資格者として指名された者（以下「入札参加者」という。）とする。

また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に、規則第30条において準用する規則第9条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第30条において準用する規則第10条の規定により免除された場合はこの限りでない。

(入札の基本的事項)

第4条 入札者は県が指名した者、又はその代理人とする。

- 2 入札者が代理人であるときは、入札前に委任状を提出し、確認を受けた後入札しなければならない。
- 3 押印を省略した入札書を提出するときは、本人確認を受けた後入札しなければならない。なお、本人確認は顔写真付きの身分証明書（運転免許証等が該当。顔写真付きの名刺は不可。）を用いて行うため、押印を省略した入札書を提出する入札参加者は当該身分証明書を入札会場に持参すること。
- 4 入札の執行時刻までに県が指定する入札会場に出席しなければならない。無断で入札会場を離れた者、入札時間帯に入札しない者は辞退があったものとして取り扱う。
- 5 入札中は、入札者間の私語、不必要な立席及び携帯電話等での外部との連絡を禁じる。指示に従わないときは、投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。
- 6 入札時間を過ぎても指示に従わず、故意に投かんしないときは入札の辞退があったものとして取り扱う。
- 7 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の方法等)

第5条 入札者は指定の日時及び場所に出頭し、県の指定する入札書を用いて所定の入札箱に投かんしなければならない。

- 2 入札書の住所氏名は、競争入札参加資格申請時に登録した住所氏名を記入し、登録事業所の代表者印を押印しなければならない。法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名を記入して、会社印、代表者印を押印しなければならない。代理人入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をして、代理人の住所及び氏名を記入し、代理人の印を押印しなければならない。なお、入札書の押印を省略する場合は、会社印、代表者印及び代理人の押印は不要とする。
- 3 入札金額はアラビア数字で、ペン又はボールペン（消せるボールペンは不可）で記入し、頭書に「¥」の記号を付記しなければならない。
- 4 入札金額は訂正することができない。

5 入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所又は入札書の余白に押印し、必要事項を記載しなければならない。ただし、押印を省略した入札書の訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。

6 入札者はいったん投かんした入札書は、取り替え、訂正又は取り消しすることはできない。

(入札の辞退)

第6条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

2 入札者が入札を辞退するときは口頭又は文書によるものとする。

3 入札を辞退した者はこれを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものとする。

(無効の入札)

第7条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定により一般競争入札に参加することのできないとされた者の入札及び次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

1 不正の行為があった入札

2 入札参加者の記名及び押印(代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印)を欠く入札。ただし、押印を省略した入札書にあっては、入札書を投かんした者の本人確認が行えなかった入札

3 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札

4 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札、金額を絵取った入札及び不鮮明な入札

5 入札保証金を納付しているが、当該保証金が所定の額に達していない入札

6 その他、入札に関する諸条件に違反した入札

(失格の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

1 入札に参加する資格のない者のした入札

2 委任状を持参しない代理人のした入札

3 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者(第3条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。)のした入札

4 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者のした入札

5 所定の入札箱に投かんしない入札

6 明らかに談合によると認められる入札

(入札の取り止め等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は入札の執行を延期若しくは取り止め又は当該入札者を入札に参加させないことがある。

1 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。

2 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(落札者の決定方法)

第10条 予定価格以下の価格で入札した者のうち最低価格者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が、二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(再度入札等)

第11条 入札価格が予定価格を超える場合は、再度の入札を行う。

2 再度入札は2回（初度入札を含め3回）まで行う。

3 次の各号のいずれかに該当する場合はその入札者は再度入札に参加できないものとする。

(1) 第4条第3項から第5項までのいずれかの規定に基づき辞退として取り扱われたとき。

(2) 第6条第2項により辞退したとき。

(3) 第8条の規定に基づき失格とされたとき。

4 再度入札において、前回の入札の最低入札価格以上の価格を記載した入札者は辞退の意思表示があったものとして取り扱うものとする。この場合において、次回の再度入札に参加することができない。

5 再度入札（合わせて3回）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次随意契約の折衝を行うことがある。

(入札書に記載する金額)

第12条 入札参加者は、交換契約を除き、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108（110）分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

(契約金額)

第13条 契約金額は、交換契約を除き、入札書に記載される金額に、その8（10）%に相当する金額を上乗せしたものとする。

なお、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。ただし、単価契約の場合には、契約時における消費税の端数処理を行わず、請求時の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(契約保証金)

第14条 落札者は、契約の締結に際し、規則第39条の契約保証金を、落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第40条の規定により免除された場合又は規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合はこの限りでない。

2 落札者は、契約保証金の免除（規則第40条第6号による免除を除く。）又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるためには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

(契約書の提出)

第15条 落札者は落札後に交付された契約書の案に記名押印し、契約担当機関に提出しなければならない。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うものとする。

(契約の確定)

第16条 契約書を作成する場合にあつては、契約担当者双方が記名押印したときに当該契約は確定する。

ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約内容を記録した電磁的記録に契約担当者双方が電子署名を行ったときに当該契約は確定する。

なお、契約期間が4月1日からで契約を年度開始前（3月31日以前）に行うもので高知県用品等調達特別会計予算が議決されなかった場合は、契約手続きにおいて停止等を行う場合がある。

(入札に係る公正な競争を阻害するおそれのある行為に関する情報（以下「談合情報」という。）が寄せられた場合)

第17条 入札前に談合情報寄せられた場合は調査審議のうえ、その事実が認められない場合には入札を執行するが、落札決定は保留し、再審議の後、参加者に通知を行なう。

2 落札後に談合情報が寄せられた場合は調査審議のうえ、その事実が認められる場合には、落札者であっても契約を締結しない。

附 則

(施行期日等)

この心得は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、平成28年3月3日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、令和元年6月11日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、令和3年7月30日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、令和4年6月9日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、令和4年8月2日から施行する。

物品購入等指名競争入札参加者の心得（郵便入札）

高知県会計管理局総務事務センター

（目的）

第1条 物品の購入及び製造等の指名競争入札について、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施するものとし、その取扱については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）その他法令で定めるもののほか、この心得に定めるところとする。

（指名競争入札参加資格）

第2条 競争入札に参加できる者は、当該物品の購入等の入札参加資格者として指名された者（以下「入札参加者」という。）とする。

また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

（入札保証金）

第3条 入札参加者は、入札執行前に、規則第30条において準用する規則第9条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第30条において準用する規則第10条の規定により免除された場合はこの限りでない。

（入札の基本的事項）

第4条 入札者は県が指名した者とする。

2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の方法等）

第5条 入札者は入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、封筒に入れて封かんし、書留郵便により指定する期日までに到達するように郵送しなければならない。ただし、入札書の押印を省略する場合は、押印は不要とする。また、郵送が困難な場合等においては持参を認めるものとする。

なお、押印の有無にかかわらず、電子メール及びファックスによる入札はできない。

2 第12条に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れて封かんし、封筒の封皮には各々前記必要事項のほか「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。

3 入札書の住所氏名は、競争入札参加資格申請時に登録した住所氏名を記入し、登録事業所の代表者印を押印しなければならない。法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名を記入して、会社印、代表者印を押印しなければならない。

なお、入札書の押印を省略する場合は、会社印、代表者印の押印は不要とし、入札書に責任者及び担当者の氏名、連絡先（電話番号）を明記しなければならない。

4 入札金額はアラビア数字で、ペン又はボールペン（消せるボールペンは不可）で記入し、頭書に「¥」の記号を付記しなければならない。

5 入札金額は訂正することができない。

6 入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、押印を省略した入札書の訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。

7 到達した入札書は、取り替え、訂正又は取り消すことはできない。

（入札の辞退）

第6条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

2 入札者が入札を辞退するときは口頭又は文書によるものとする。

3 入札を辞退した者はこれを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものとする。

(開札)

第7条 開札は、指名通知書に記載した開札日時及び場所において行うものとする。

(無効の入札)

第8条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定により一般競争入札に参加することのできないとされた者の入札及び次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 不正の行為があった入札

(2) 入札参加者の記名及び押印を欠く入札。ただし、押印を省略した入札書にあっては、入札書に責任者及び担当者の氏名、連絡先(電話番号)の明記がされていない入札

(3) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札

(4) 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札、金額を絵取った入札及び不鮮明な入札

(5) 入札保証金を納付しているが、当該保証金が所定の額に達していない入札

(6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札

(7) 入札書が指定する期日までに到達していない入札

(8) 押印を省略した入札書においては、開札時に電話で入札への参加意思が確認できなかった入札

(9) その他、入札に関する諸条件に違反した入札

(失格の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者(第3条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。)のした入札

(3) 明らかに談合によると認められる入札

(入札の取り止め等)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は入札の執行を延期若しくは取り止め又は当該入札者を入札に参加させないことがある。

(1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。

(2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(落札者の決定方法)

第11条 予定価格以下の価格で入札した者のうち最低価格者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が、二人以上あるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(再度入札等)

第12条 入札価格が予定価格を超える場合は、再度の入札を行う。

2 再度入札は2回(初度入札を含め3回)まで行う。

3 次の各号のいずれかに該当する場合はその入札者は再度入札に参加できないものとする。

(1) 第6条第2項により辞退したとき。

(2) 第9条の規定に基づき失格とされたとき。

4 再度入札（合わせて3回）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次随意契約の折衝を行うことがある。

(入札書に記載する金額)

第13条 入札参加者は、交換契約を除き、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108（110）分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

(契約金額)

第14条 契約金額は、交換契約を除き、入札書に記載される金額に、その8（10）%に相当する金額を上乗せしたものとす。

なお、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。ただし、単価契約の場合には、契約時における消費税の端数処理を行わず、請求時の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(契約保証金)

第15条 落札者は、契約の締結に際し、規則第39条の契約保証金を、落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第40条の規定により免除された場合又は規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合はこの限りでない。

2 落札者は、契約保証金の免除（規則第40条第6号による免除を除く。）又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるためには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

(契約書の提出)

第16条 落札者は落札後に交付された契約書の案に記名押印し、契約担当機関に提出しなければならない。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うものとする。

(契約の確定)

第17条 契約書を作成する場合にあつては、契約担当者双方が記名押印したときに当該契約は確定する。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約内容を記録した電磁的記録に契約担当者双方が電子署名を行ったときに当該契約は確定する。

なお、契約期間が4月1日からで契約を年度開始前（3月31日以前）に行うもので高知県用品等調達特別会計予算が議決されなかった場合は、契約手続きにおいて停止等を行う場合がある。

(入札に係る公正な競争を阻害するおそれのある行為に関する情報（以下「談合情報」という。）が寄せられた場合)

第18条 入札前に談合情報寄せられた場合は調査審議のうえ、その事実が認められない場合には入札を執行するが、落札決定は保留し、再審議の後、参加者に通知を行なう。

2 落札後に談合情報が寄せられた場合は調査審議のうえ、その事実が認められる場合には、落札者であっても契約を締結しない。

(入札結果の通知)

第19条 落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡し、入札結果は入札記録に取りまとめて総務事務センター窓口において公表する。

附 則

(施行期日等)

この心得は、令和2年4月20日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、令和3年7月30日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、令和4年6月9日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、令和4年8月2日から施行する。

複写サービス指名競争入札参加者の心得

高知県会計管理局総務事務センター

複写サービスの指名競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、高知県契約規則（昭和 39 年規則第 12 号（以下「規則」という。））その他の法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

1 指名競争入札参加資格

競争入札に参加できる者は、当該複写サービスの入札参加資格者として指名された者とする。

また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当しないものとする。

2 入札保証金

入札参加者は、入札執行前に、規則第 30 条において準用する規則第 9 条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 30 条において準用する規則第 10 条の規定により免除された場合はこの限りでない。

3 入札の一般的注意

- (1) 入札執行の時刻までに必ず出席すること。
- (2) 入札を辞退する場合は、事前に連絡すること。
- (3) 入札者は県が指名した者、又はその代理人とする。
- (4) 入札者が代理人であるときは、入札前に委任状を提出し、確認を受けた後入札しなければならない。
- (5) 押印を省略した入札書を提出するときは、本人確認を受けた後入札しなければならない。
なお、本人確認は顔写真付きの身分証明書（運転免許証等が該当。顔写真付きの名刺は不可。）を用いて行うため、押印を省略した入札書を提出する入札参加者は当該身分証明書を入札会場に持参すること。
- (6) 入札中は、入札者間の私語及び不必要な立席を禁ずる。
- (7) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

4 入札書についての注意

- (1) 入札書の住所氏名は、法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名を記入して、会社印、代表者印を押印すること。代理人入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をして、代理人の住所及び、氏名を記入し押印すること。なお、入札書の押印を省略する場合は、会社印、代表者印及び代理人の押印は不要とする。
- (2) 入札金額はアラビア数字で、ペン又はボールペン（消せるボールペンは不可）で記入し、頭書に¥の記号を付記すること。
- (3) 入札金額は訂正することができない。
- (4) 入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、押印を省略した入札書の訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。
- (5) いったん投かんした入札書は、取り替え、訂正又は取り消しすることはできない。

5 無効の入札

- (1) 不正の行為があった入札
- (2) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札。ただし、押印を省略した入札書にあっては、入札書を投かんした者の本人確認が行えなかった入札
- (3) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札
- (4) 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札、金額を絵取った入札、不明瞭な入札及び誤算（区分単価掛ける区分枚数他の誤算）により積算された金額を記載した入札

(5) 入札保証金を納付しているが、当該保証金が所定の額に達していない入札

(6) その他、入札に関する諸条件に違反した入札

6 失格の入札

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）のした入札

(4) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者のした入札

(5) 所定の入札箱に投かんしない入札

(6) 明らかに談合によると認められる入札

7 入札の取り止め等

次の各号のいずれかに該当する場合は入札の執行を延期若しくは取り止め又は当該入札者を入札に参加させないことがある。

(1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。

(2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

8 落札者の決定の方法

(1) 予定価格以下の価格で入札をした者のうち最低価格の者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が、二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(3) 入札価格が予定価格を越える場合は、再度入札を行う。

(4) 再度入札（合わせて3回の入札）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

9 入札書に記載する金額

入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

10 契約方式

複写サービスの契約は、単価契約であり、月毎の使用枚数に区分単価を掛け合計した金額に10パーセントに相当する金額を上乗せしたものが月請求金額となる。

11 契約保証金

(1) 落札者は、契約の締結に際し、規則第39条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第40条の規定により免除された場合又は第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合はこの限りでない。

(2) 落札者は、契約保証金の免除（規則第40条第6号による免除を除く。）又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるためには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

12 契約書の提出

落札者は落札後に交付された契約書の案に記名押印し、入札担当者が指定する契約担当機関に提出しなければならない。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うものとする。

13 契約の確定

契約書を作成する場合にあっては、契約担当者双方が記名押印したときに当該契約は確定する。

ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約内容を記録した電磁的記録に契約担当者双方が電子署名を行ったときに当該契約は確定する。

なお、契約期間が4月1日からで契約を年度開始前（3月31日以前）に行うもので高知県一般会計予算が議決されなかった場合は、契約手続きにおいて停止等を行う場合がある。

14 入札に係る公正な競争を阻害するおそれのある行為に関する情報（以下「談合情報」という。）
が寄せられた場合

入札前・・・調査審議のうえ、その事実が認められない場合には入札を執行するが、落札決定は
保留し、再審議の後、参加者に通知を行う。

入札後・・・調査審議のうえ、その事実が認めらる場合は落札者であっても契約を締結しない。

施行期日等

この心得は、令和3年7月30日から施行する。

施行期日等

この心得は、令和4年6月9日から施行する。

施行期日等

この心得は、令和4年8月2日から施行する。

複写サービス指名競争入札参加者の心得（郵便入札）

高知県会計管理局総務事務センター

複写サービスの指名競争入札について、郵便による入札を実施するものとし、その取扱いについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、高知県契約規則（昭和 39 年規則第 12 号（以下「規則」という。））その他の法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

1 指名競争入札参加資格

競争入札に参加できる者は、当該複写サービスの入札参加資格者として指名された者とする。

また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

2 入札保証金

入札参加者は、入札執行前に、規則第 30 条において準用する規則第 9 条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 30 条において準用する規則第 10 条の規定により免除された場合はこの限りでない。

3 入札の一般的注意

(1) 入札を辞退する場合は、事前に連絡すること。

(2) 入札者は県が指名した者とする。

(3) 押印を省略した入札書を提出するときは、入札書に責任者及び担当者の氏名、連絡先（電話番号）を明記しなければならない。

(4) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

4 入札書についての注意

(1) 入札者は入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、封筒に入れて封かんし、書留郵便により指定する期日までに到達するように郵送しなければならない。ただし、入札書の押印を省略する場合は、押印は不要とする。また、郵送が困難な場合等においては持参を認めるものとする。なお、押印の有無にかかわらず、電子メール及びファックスによる入札はできない。

(2) 9（3）に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れて封かんし、封筒の封皮には各々前記必要事項のほか「初度入札」、「第 2 回入札」、「第 3 回入札」と記載すること。

(3) 入札書の住所氏名は、法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名を記入して、会社印、代表者印を押印すること。なお、入札書の押印を省略する場合は、会社印、代表者印の押印は不要とする。

(4) 入札金額はアラビア数字で、ペン又はボールペン（消せるボールペンは不可）で記入し、頭書に¥の記号を付記すること。

(5) 入札金額は訂正することができない。

(6) 入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、押印を省略した入札書の訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。

(7) 到達した入札書は、取り替え、訂正又は取り消しすることはできない。

5 開札

開札は、指名通知書に記載した開札日時及び場所において行うものとする。

6 無効の入札

(1) 不正の行為があった入札

(2) 入札参加者の記名及び押印を欠く入札。ただし、押印を省略した入札書にあっては、入札書に責任者及び担当者の氏名、連絡先（電話番号）の明記がされていない入札

- (3) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札
- (4) 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札、金額を絵取った入札、不明瞭な入札及び誤算（区分単価掛ける区分枚数他の誤算）により積算された金額を記載した入札
- (5) 入札保証金を納付しているが、当該保証金が所定の額に達していない入札
- (6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札
- (7) 入札書が指定する期日までに到達していない入札
- (8) 押印を省略した入札書においては、開札時に電話で入札への参加意思が確認できなかった入札
- (9) その他、入札に関する諸条件に違反した入札

7 失格の入札

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）のした入札
- (3) 明らかに談合によると認められる入札

8 入札の取り止め等

次の各号のいずれかに該当する場合は入札の執行を延期若しくは取り止め又は当該入札者を入札に参加させないことがある。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

9 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以下の価格で入札をした者のうち最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が、二人以上あるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札価格が予定価格を越える場合は、再度入札を行う。
- (4) 再度入札（合わせて3回の入札）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

10 入札書に記載する金額

入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

11 契約方式

複写サービスの契約は、単価契約であり、月毎の使用枚数に区分単価を掛け合計した金額に10パーセントに相当する金額を上乗せしたものが月請求金額となる。

12 契約保証金

- (1) 落札者は、契約の締結に際し、規則第39条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第40条の規定により免除された場合又は第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合はこの限りでない。
- (2) 落札者は、契約保証金の免除（規則第40条第6号による免除を除く。）又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるためには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

13 契約書の提出

落札者は落札後に交付された契約書の案に記名押印し、入札担当者が指定する契約担当機関に提出しなければならない。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うものとする。

14 契約の確定

契約書を作成する場合にあっては、契約担当者双方が記名押印したときに当該契約は確定する。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約内容を記録した電磁的記録に契約担当

者双方が電子署名を行ったときに当該契約は確定する。

なお、契約期間が4月1日からで契約を年度開始前（3月31日以前）に行うもので高知県一般会計予算が議決されなかった場合は、契約手続きにおいて停止等を行う場合がある。

15 入札に係る公正な競争を阻害するおそれのある行為に関する情報（以下「談合情報」という。）が寄せられた場合

入札前・・・調査審議のうえ、その事実が認められない場合には入札を執行するが、落札決定は保留し、再審議の後、参加者に通知を行う。

入札後・・・調査審議のうえ、その事実が認められる場合は落札者であっても契約を締結しない。

施行期日等

この心得は、令和3年7月30日から施行する。

施行期日等

この心得は、令和4年6月9日から施行する。

施行期日等

この心得は、令和4年8月2日から施行する。